

ブラジル：法務 Q&A

Question:

現地法人を設立するにあたり、注意すべき点がありますか。

Answer:

株主は 2 人以上必要になります。日本人駐在員を現地法人の役員にする場合には、役員用一時居住ビザを取得する必要があります。役員用一時居住ビザの取得のためには、現地法人が法定された額以上の資本金を有することが必要になります。

Question:

現地の事業を清算・撤退する場合に気を付ける点がありますか。

Answer:

全ての債務を弁済しないと清算できないため、実務的には、係属中の裁判や行政手続きをどのように終了させるかがよく問題になります。

Question:

日本の親会社から現地法人に出向する場合には、どのような手続きが必要でしょうか。

Answer:

出向者（駐在員）が現地法人の役員になるのか、労働者になるのかにより、取得するビザの種類や手続きが異なります。また、労働条件も役員か労働者で異なります。役員になる場合は、自由に条件を定められるので日本の労働条件に合わせることも可能ですが、労働者になる場合は、日本人駐在員にも現地の労働法が適用されるため、同法に従って、各種権利を付与する必要があります。

Question:

現地での従業員の雇用・解雇にあたって気を付ける点がありますか。

Answer:

ブラジルでは労働訴訟が多いため、どのような理由で訴訟になっているかを検証し、訴訟を引き起こさないための対策を講じることが重要です。また、2017 年に労働法が大幅に改正されたのですが、いくつかの制度については解釈が固まっていないため、その動向に留意する必要があります。

Question:

契約の準拠法を選択できますか。また、契約書の言語について規制がありますか。

Answer:

準拠法の選択は原則として可能です。言語についての規制はありませんが、行政機関に提出する場合（裁判における証拠提出など）は、外国語をポルトガル語に翻訳する必要があります。

Question:

契約書に仲裁条項を入れたり、国際裁判管轄を定めたりすることはできますか。またその際の注意点はありますか。

Answer:

仲裁条項、国際裁判管轄も可能です。

Question:

現地法人から日本の本社へ配当などを送金することについて、規制がありますか。

Answer:

ありません。

Question:

現地法人を運営するにあたって、コンプライアンス上気を付ける点はありますか。

Answer:

汚職やカルテルに関する調査が近年強化されているため、これらに関する従業員の周知・教育を徹底する必要があります。

Question:

現地法人の取締役について、国籍・居住地・人数等の要件は定められていますか。

Answer:

もっともよく利用される法人形態である Sociedade Limitada の場合、業務執行者は最低 1 人で、ブラジル居住のブラジル人又はブラジル居住で役員用一時居住ビザを有する外国人である必要があります。